

答 申 第 2 7 号
平成13年 6 月 7 日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会
会長 真砂 泰輔

公文書の部分公開決定に係る異議申立て
に対する決定について（答申）

平成12年10月27日付け諮問第1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について（平成10年度及び平成11年度分）のうち、懲戒処分等一覧（体罰に係るもの）
- 2 公立小・中学校及び高等学校（養護学校を含む。）における体罰に係る事故報告書（平成10年度及び平成11年度に県教委に提出されたもの）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

次の文書に係る部分公開の決定は妥当である。

- 1 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について(平成10年度及び平成11年度分)のうち、懲戒処分等一覧(体罰に係るもの)
- 2 公立小・中学校及び高等学校(養護学校を含む。)における体罰に係る事故報告書(平成10年度及び平成11年度に県教委に提出されたもの)

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について(平成10年度及び平成11年度分)のうち、懲戒処分等一覧(体罰に係るもの)」(以下「争訟事件等調査報告書」という。)及び「公立小・中学校及び高等学校(養護学校を含む。)における体罰に係る事故報告書(平成10年度及び平成11年度に県教委に提出されたもの)」(以下「体罰事故報告書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成12年7月14日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、争訟事件等調査報告書についてはすべての部分、また、体罰事故報告書については体罰を受けた生徒(児童)(以下「被害生徒(児童)」という。)及び保護者の氏名並びに住所を除く部分について、取消しを求めるというものである(以下、異議申立人が公開を求める両報告書の部分を総称して「本件非公開情報」という。)

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見陳述において述べられた異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件非公開情報が情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号に該当する旨説明する。

しかしながら、争訟事件等調査報告書に記録されている本件非公開情報は、体罰を行ったことにより懲戒処分等を受けた教員の担当教科名であり、公務員の職務の遂行に係るものであることから、条例第6条第1号には該当しない。

次に、体罰事故報告書に記録されている本件非公開情報は、体罰を行った教員(以下「加害教員」という。)の氏名・性別・校務分掌等・クラブ顧問、被害生徒(児童)のクラス、体罰発生の日時・場所、病院名、学校名、市町教育委員会名等であり、これらもまた争訟事件等調査報告書の場合と同様に、公務員の職務の

遂行に係る情報であることから、条例第6条第1号には該当しない。

また、実施機関は、加害教員の氏名を除く本件非公開情報と本件処分において公開している情報の組合せを学校要覧等の情報と照合することにより、被害生徒（児童）及び加害教員が特定される旨説明する。しかしながら、このような照合作業を県下すべての学校について行うことは不可能であることから、本件非公開情報を公開したとしても、被害生徒（児童）及び加害教員が特定されるとは考えられない。

さらに本件処分においては、事案によって、加害教員の氏名及び学校名を除く本件非公開情報と同種の情報が公開されている場合があり、実施機関の判断は一貫性を欠いている。

以上のとおり、本件非公開情報は、そもそも条例第6条第1号に該当しないと考えるが、仮に同号に該当するとしても、本件非公開情報の公開による体罰抑止の効果が期待できること、生徒（児童）の保護者をはじめとする県民の関心が高いことから、実施機関は、条例第8条を適用し、本件非公開情報を公開すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書その他の関係書類及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のように要約される。

1 本件公文書について

争訟事件等調査報告書は、平成10年度及び平成11年度に、文部省教育助成局地方課長の依頼により、各都道府県・指定都市の教育委員会が、当該教育委員会の所管に属する公立の小・中・高等学校等の教員に係る争訟事件等について調査し、同課長に報告した文書のうち、「様式9 懲戒処分等一覧（体罰に係るもの）」である。同調査は、報告年度の前年度の状況について実施されるものであり、争訟事件等調査報告書には、平成9年度及び平成10年度の状況が記録されている。

また、実施機関は、実施機関が任命権を行使する教員が行った体罰について、学校長から報告を受けている。同報告に係る文書のうち、神戸市を除く市郡町教育委員会の県費負担教員の体罰に係るものは、学校長から市郡町教育委員会及び管轄の県教育事務所を経由して、また、県立学校の教員の体罰に係るものは、学校長から直接実施機関に提出されるものである。体罰事故報告書は、これらの文書のうち、平成10年度及び平成11年度に実施機関に提出されたものである。

つまり、実施機関は、体罰事故報告書によって体罰の発生を了知し、懲戒処分等が必要と判断される非違行為を確認した場合は、加害教員を含む関係者に対して懲戒処分等を行い、同懲戒処分等の概要を争訟事件等調査報告書によって文部省教育助成局地方課長に報告しているものである。

2 条例第6条第1号の該当性について

争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書において公開している情報の多くが共通しており、両報告書を照合することが可能であることから、争訟事件等調査報告書においては、体罰事故報告書において非公開とした情報と同一の情報を非公開としたものである。したがって、争訟事件等調査報告書の非公開理由については、体罰事故報告書の非公開理由の説明をもって代えることとする。

体罰事故報告書の本件非公開情報は、加害教員の氏名・性別・校務分掌等・クラブ顧問、被害生徒（児童）のクラス、体罰発生の日時・場所、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等、学校名・学校長名・印影、市町教育委員会名等である。これらの情報のいずれかを公開した場合、当該情報と本件処分において公開している情報の組合せを学校要覧等他の情報と照合することにより、被害生徒（児童）及び加害教員が特定されることとなる。体罰事故報告書においては、体罰の状況、被害生徒（児童）・保護者・加害教員の言動等詳細な情報が公開されていることから、本件非公開情報は、被害生徒（児童）の内心、心身の状況等に関する情報であるといえ、通常他人に知られたいと認められるものである。

次に、争訟事件等調査報告書において、加害教員の懲戒処分等の内容を公開していること、争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書を照合することが可能であることから、体罰事故報告書の本件非公開情報は、公にすることにより、体罰を行ったことによって懲戒処分等を受けた加害教員が特定される情報であるといえる。体罰事故報告書の本件非公開情報は、加害教員にとっては、職務の遂行そのものに係る情報ではなく、経歴及び社会的生活に関する情報であるとともに、その資質及び名誉にかかわる情報であることから、通常他人に知られたいと認められるものである。

以上のことから、本件非公開情報は、条例第6条第1号に該当する。

なお、異議申立人は、加害教員の氏名、学校名等を除く本件非公開情報は、事案によって公開されている場合と非公開とされている場合とがあり、実施機関として判断の一貫性を欠く旨主張する。しかしながら、複数の情報の組合せにより個人が特定されるというこれらの情報の性質上、事案によって公開範囲に広狭が生じる点はやむを得ないこと、さらに、その組合せが複数考えられる場合にいずれを採るかは、個々の事案における体罰の原因、状況等を考慮して判断する必要があることから、たとえ同種の情報であっても、事案ごとに公開する場合と非公開とする場合とに分かれるものである。

3 条例第8条の該当性について

異議申立人は、本件非公開情報は、そもそも条例第6条第1号に該当しないが、仮に該当するとしても、体罰抑止の効果が期待できること、県民の関心が高いことから、条例第8条を適用して公開すべき旨主張する。

しかしながら、被害生徒（児童）及び被処分者である加害教員のプライバシー

を考慮せず、安易に本条を適用して本件非公開情報を公開することは、実施機関として到底できるものではない。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び本件非公開情報について

(1) 本件公文書の概要について

ア 争訟事件等調査報告書について

実施機関は、文部省教育助成局地方課長の依頼により、その所管に属する公立学校の教職員に係る前年度の争訟事件等の状況について調査し、その結果を毎年度同課長に報告している。同報告に係る文書のうち、争訟事件等調査報告書は、体罰に係る平成9年度及び平成10年度の懲戒処分等に関して、主に次の情報が記録されたものである。

- (ア) 教員の処分年月日及び懲戒処分の種類等
- (イ) 学校種
- (ウ) 教員の教員経験（経験年数）及び担当教科
- (エ) 体罰を受けた児童生徒（学年及び人数）
- (オ) 被害の状況（負傷の種類及び人数）
- (カ) 体罰の件数
- (キ) 体罰の態様（態様及び件数）
- (ク) 体罰時の状況（場面、場所及び件数）

イ 体罰事故報告書について

実施機関は、その所管に属する公立学校において体罰が発生した場合には、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等について、学校長から報告を受けている。同報告に係る文書のうち、体罰事故報告書は、主に次の情報が記録されたものである。

- (ア) 加害教員の氏名、性別、生年月日（年齢）、校務分掌等（担任学年、クラス、担当教科等）、クラブ顧問、身長、体重等
- (イ) 被害生徒（児童）の氏名、性別、生年月日（年齢）、学年、クラス、身長、体重、保護者氏名、住所、負傷の程度（負傷の種類及び加療期間）等
- (ウ) 体罰発生の日時及び場所
- (エ) 体罰の原因と状況、学校においてとった措置等
- (オ) 学校名、学校長名及び印影
- (カ) 市町教育委員会名

(2) 本件非公開情報について

本件非公開情報は、次のとおりである。

なお、本件処分においては、事案によって、
、
及び
を除く本件非公開

情報と同種の情報が公開されている場合がある。

教員の担当教科（争訟事件等調査報告書に記録されているもの）

加害教員の氏名（体罰事故報告書に記録されているもの。以下 から ま
でにおいて同じ。）

加害教員の性別、校務分掌等及びクラブ顧問

被害生徒（児童）のクラス

体罰発生の日時及び場所

学校名、学校長名及び印影

市町名及び市町教育委員会名

体罰の原因と状況、学校においてとった措置等のうち、 から までが明
らかなる情報（以下「特定可能情報」という。）

体罰の原因と状況、学校においてとった措置等のうち、特定の団体に所属
する個人の氏名（以下「特定団体の個人氏名」という。）

(3) 争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書の関係について

前記(1)及び(2)のとおり、本件処分において公開している情報のうち、加害
教員の担当教科、被害生徒（児童）の負傷の種類、体罰の態様、体罰発生時の
場面、学校種等が争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書に共通していること
から、両報告書を照合することが可能である。

2 条例第6条第1号の該当性について

実施機関は、本件非公開情報が条例第6条第1号に該当するとして非公開とし
ているので、その該当性について以下検討する。

なお、争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書を照合することが可能であるこ
と、また、本件非公開情報のうち、争訟事件等調査報告書に記録されている「

教員の担当教科」は、体罰事故報告書に記録されている「 加害教員の性別、
校務分掌等及びクラブ顧問」のうち、校務分掌等に含まれる担当教科であること
から、本件処分においては、体罰事故報告書の に対応した争訟事件等調査報告
書の を非公開としているものである。したがって、本項及び次項においては、
体罰事故報告書の の判断をもって、争訟事件等調査報告書の の判断に代える
こととする。

(1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を
営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別するこ
とができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定
の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利
益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除
いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度

において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア まず、本件非公開情報が、特定の個人を識別することができる情報であるかどうかを検討する。

「 加害教員の氏名」及び「 特定団体の個人氏名」は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

「 加害教員の性別、校務分掌等及びクラブ顧問」から「 特定可能情報」までは、特定の個人を直接識別することができる情報ではないので、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができるものであるかどうかを検討する。

実施機関は、他の情報として主に学校要覧を挙げている。学校要覧は、各学校において作成され、当該学校に在籍する教員の氏名・校務分掌等・クラブ顧問・就任年月日、校舎配置図等体罰事故報告書と共通する情報が掲載されたものである。したがって、 から までのいずれかを公開した場合、当該情報と本件処分において公開している情報の組合せを学校要覧等一般的に入手可能な学校関係の資料で確認することによって、比較的容易に加害教員が特定され又は特定少数に絞り込まれ、ひいては、被害生徒（児童）が実質的に特定されるものと認められる。

また、 のうち、被害生徒（児童）が診断及び治療を受けた医療機関の名称は、体罰事故報告書に記録されている医療機関の名称の中でも、その種類及び規模からして、極めて限定された地域の情報と考えられるものである。したがって、当該医療機関の名称を公開した場合、当該情報と本件処分において公開している情報とを関連付けることにより、被害生徒（児童）等が特定されるものと認められる。

以上のことから、本件非公開情報は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

なお、異議申立人は、すべての学校要覧等入手し、体罰事故報告書と照合する作業を行うことは不可能である旨主張する。しかしながら、本件処分において、原則として当該学校が属する市町名又は市町教育委員会名を公開していることから、当該市町内又は市町教育委員会管内の学校についてこれらの作業を行えば足り、この程度の努力は通常考えられるものである。

また、異議申立人は、本件処分においては、事案によって、「加害教員の氏名」、「学校名、学校長名及び印影」及び「特定団体の個人氏名」を除く本件非公開情報と同種の情報が公開されている場合があり、実施機関の判断は一貫性を欠く旨主張する。しかしながら、これらの情報は、本件処分において公開している情報との組合せにより、間接的に特定の個人を識別することができるものである。例えば、加害教員の担当教科とクラブ顧問についていえば、その組合せが多数の教員に当てはまる場合はともかく、特定の教員に限られる場合には、個人を特定することが可能であり、そのいずれかを非公開とする必要がある。その際には、県の説明責任を果たすという観点から、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等体罰の概要を把握するために必要な情報を他の情報に優先して公開すべきであり、この点を踏まえて実施機関が判断した結果、担当教科を非公開とする事案とクラブ顧問を非公開とする事案とに分かれたものである。このように、これらの情報の組合せによっては、当該組合せを構成する情報のいずれかを非公開とすべき事案が生じること、さらに、そのいずれを優先して公開すべきかは事案ごとに判断する必要があることから、事案によって、本件非公開情報と同種の情報が公開される場合が生じることが避けられないものと考えられる。

以上のことから、異議申立人の主張はいずれも採ることができない。

イ 次に、本件非公開情報が、通常他人に知られたくないと認められるものであるかどうかを検討する。

まず、本件処分において、被害生徒（児童）の負傷の程度、及びを除く体罰の原因と状況、学校においてとった措置等を公開していることから、「加害教員の氏名」から「特定可能情報」までは、公にされることにより、特定の被害生徒（児童）の内心、心身の状況、私生活等に関する情報が明らかになる情報である。さらに、このことにより、当該被害生徒（児童）に対して、体罰を受けた者として新たな評価が加えられる可能性もある。したがって、からまでは、当該被害生徒（児童）にとって、通常他人に知られたくないと認められる情報である。

また、前記1(3)のとおり、争訟事件等調査報告書と体罰事故報告書を照合することが可能であること、本件処分において、加害教員の懲戒処分等の内容を公開していることから、からまでは、公にされることにより、特定の教員が体罰を行ったことによって懲戒処分等を受けたことが明らかになる情報でもある。これらの情報について、異議申立人は、教員の職務の遂行に係るものであることから公開すべき旨主張するが、これらの情報は、教員の職務に関する情報ではあっても、職務の遂行そのものに関する情報ではないこと、また、当該教員の経歴及び社会的生活に関する情報であって、なおかつ、その資質及び名誉にかかわる情報であることから、当該加害教員にとつ

て、通常他人に知られたくないと認められるものである。

次に、「特定団体の個人氏名」については、本件処分において、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等の中で、当該個人が体罰に関して学校に抗議を行ったことが明らかになる情報を公開しているものである。したがって、は、公にされることにより、個人の内心、私生活等に関する情報が明らかになる情報であるといえ、当該個人にとって、通常他人に知られたくないと認められるものである。

以上のことから、本件非公開情報が条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 条例第8条の適用について

異議申立人は、仮に本件非公開情報が条例第6条第1号に該当するとしても、当該情報を公開することによる体罰抑止の効果が期待できること、生徒（児童）の保護者をはじめとする県民の関心が高いこと等公開することの公益上の必要性があることから、条例第8条を適用して当該情報を公開すべき旨主張するので、この点について以下検討する。

(1) 条例第8条について

条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。これは、公開請求に係る公文書に、非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公開することの公益上の必要性とを比較衡量し、個々の事案における特殊な事情によって、後者が優越すると実施機関が判断する場合には、当該公文書を公開することができることを定めたものであると解される。

一方、条例第2条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。したがって、非公開情報の中でも個人情報については本条を適用する場合には、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に公開することのないよう特に慎重に取り扱わなければならないものと解される。

(2) 条例第8条の適用について

確かに、条例第8条の規定は個人情報への適用を禁じるものではないが、前記(1)のとおり、条例第2条第3項の趣旨から、個人情報への本条の適用については、他の非公開情報の場合に比して特に慎重な取扱いが要求されるものである。まして、異議申立人が本条の適用により公開を求める本件非公開情報は、

人格形成の途上にある生徒（児童）のプライバシー情報を含むものであり、仮に異議申立人が主張する公開の利益があったとしても、本件について条例第 8 条を適用しなかったことについて、実施機関の裁量的判断に誤りがあったとは認められないものである。

以上から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 5 審査会からの要望

本件処分においては、本来非公開とすべき情報を公開し、また、公開すべき情報を非公開としたことから、諮問後に当該決定を一部変更している事実が認められる。本答申は当該変更決定を踏まえて判断したものであるが、特に本来非公開とすべき個人情報情報を公開したことは、制度の根幹を逸脱するものであり、今後は、条例第 2 条第 3 項の趣旨を踏まえ、より慎重な事務処理を行うよう強く求めるものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
12 . 12 . 1	・ 諮問書の受領
12 . 12 . 26	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
13 . 1 . 9	・ 異議申立人の意見書の受領
13 . 3 . 12	・ 異議申立人の意見書の受領
13 . 1 . 19 (第119回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
13 . 3 . 16 (第120回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
13 . 4 . 13 (第121回審査会)	・ 審議
13 . 4 . 27	・ 実施機関の報告書(本件異議申立てに係る公文書部分公開決定の変更について)の受領
13 . 5 . 11	・ 異議申立人の意見書の受領
13 . 5 . 25 (第122回審査会)	・ 審議
13 . 6 . 7	・ 答申